

エコアクション21

環境経営レポート

活動期間 2023年12月1日～2024年11月30日

株式会社 田中商店

発行日 2025年1月12日

改定日 2025年3月28日



目 次

1. 環境経営方針	2
2. 組織の概要	3
3. 認証・登録の対象組織・活動	10
4. 環境活動目標	11
5. 環境活動計画	12
6. 環境活動実績	13
7. 環境活動の取り組み結果	14
8. 次年度の取り組み	15
9. 環境関連法規等の遵守状況、評価	16
10. 代表者による見直しの結果	17

1. 環境経営方針

《 環境理念 》

私たち株式会社田中商店は、持続可能な社会づくりを担う者として、廃棄物処理事業を通じて、一般廃棄物処理事業ならびに産業廃棄物事業において、地球温暖化の低減、地球環境の保全、環境負荷低減、資源の有効活用による正循環型社会づくりに貢献していきます。

環境経営方針

環境経営において、エコアクション21に取り組み企業責任を果たす活動をする。

1. 環境法規の遵守

環境関連の法規を遵守し、社会ニーズを捉え、法令等の変更等については速やかに対応いたします。

2. 二酸化炭素排出削減

二酸化炭素の排出は地球温暖化の元凶であり、電気使用量の削減は恒常的に行い、化石燃料使用においても二酸化炭素の排出を減らすため、エコドライブを実践します。

3. 水資源の削減

水資源も有限な資源であり、次世代へバトンタッチを意識して有効使用に取り組みます。

4. 資源の有効活用

廃棄物の有効活用、再使用を目指し、最終処分量の削減に取り組みます。

5 グリーン購入等の推進

事業活動における物品購入についてはグリーン購入に努めます。また省エネ対応の設備機器、技術導入を図ります。

6. 環境管理の推進

環境方針・目標を全社員に周知し、定期的に見直しを行い、継続的に環境改善活動を推進します。

制定日 2022年7月22日

株式会社 田中商店

代表取締役社長 田中光広

2. 組織の概要

- (1) 商号 株式会社 田中商店
- (2) 代表取締役社長 田 中 光 広
- (3) 本 社 〒510-0946 三重県四日市市小林町 3029 番地 208
(登記上の本社)
工 場 〒512-1205 三重県四日市市平尾町 665 番地 2
- (4) 設 立 1 9 9 9 年 2 月 19 日
- (5) 資本金 1300 万円
- (6) 売上高 2024 年 143 百万円
- (7) 環境管理責任者 栢 下 正 司
取締役 連絡先 059-327-0888
E - mail shouji08015976232@outlook.jp
- (8) 事業内容 一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物中間処分業、再生資源回収業
- (9) 事業規模

運搬実績	産業廃棄物 収集運搬量	産業廃棄物 中間処分破碎量	一般廃棄物 運搬量
2023 年 12 月～ 2024 年 11 月	772.18 t	47.2 t	613.23 t

一般廃棄物収集運搬業

許可取得	許可番号	許可年月日	有効年月日
四日市市	第 3 9 2 号	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日
鈴鹿市	第 1 7 1 号	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日
菰野町	菰野町指令第 4 5 号	令和 6 年 3 月 24 日	令和 8 年 3 月 31 日

事業関係資格

資格・講習の種類	人数
産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会（収集運搬過程）	1
産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会（処分過程）	1
破碎、リサイクル施設技術管理士	1

従業員数 6名

（10）設備 保有車両

4 t 塵芥車	三重 800 せ 38-20
4 t 塵芥車	三重 800 せ 17-58
2 t フックロール車	三重 400 に 675
4 t フックロール車	三重 130 さ 17-66
4 t ユニック車	四日市 100 さ 383
3 t キャブオーバー	三重 100 す 47-90
軽トラック	三河 480 か 10-73
軽トラック	三重 480 に 6128
営業車プリウス	名古屋 306 る 8564

産業廃棄物破碎施設 1 台 一軸破碎機

フォークリフト 2 台

バックホー 2 台

(11) 許可内容

①産業廃棄物収集運搬業

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
三重県	第 02412173098 号	令和 5 年 9 月 27 日	令和 12 年 9 月 26 日
(積替え保管を含む。)			
積替え・保管を含む 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、 金属くず、ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を含む。上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上 10 種類 積替え・保管を除く 燃え殻、(水銀含有ばいじん等を除く)、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)、(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)、以上 5 種類 ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」をいう。			

積替え・保管量

所在地 三重県四日市市平尾町 665 番地 2 平尾町字南川原 921 番地 1 の一部

面積 255 m²

産業廃棄物の種類	積替えのための 保管上限		積み上げること ができる高さ
混合廃棄物 【廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く) 金属くず、ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を除く) 紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)】(上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く) 以上 7 種類	24 m ³		—
汚泥 (水銀含有ばいじんを除く) 1 種類	0.4 m ³		
汚泥 (水銀含有ばいじんを除く) 金属くず以上 2 種類	0.2 m ³		
廃油 (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	0.6 m ³		
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³		
紙くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³		
木くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³		

繊維くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³	42 m ³	
動植物性残さ (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	0.6 m ³		
金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³		
ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	2.3 m ³		
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く) 金属くず、ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) 3 種類	2.3 m ³		
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³		
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を含む。) がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 3 種類	8.0 m ³		

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
愛知県	第 02300173098 号	令和 5 年 10 月 16 日	令和 12 年 9 月 16 日
(積替え保管を除く。)			
燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい (水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を除く。) 金属くず、ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を含む。上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上 10 種類			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
岐阜県	第 02100173098 号	令和 5 年 8 月 30 日	令和 12 年 8 月 26 日
(積替え保管を除く。)			
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)、鉱さい (水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類 上記 9 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む 廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん、以上 15 種類			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
滋賀県	第 02501173098 号	令和 5 年 10 月 24 日	令和 12 年 10 月 23 日
(積替え保管を除く。)			
汚泥、(無機性汚泥に限る。) / 廃油 (タールピッチ類を除く。) / 廃プラスチック類 / 紙くず / 木くず / 繊維くず / 動植物性残さ / 金属くず / ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず / 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (石綿含有産業を含む) 以上 10 項目			

②特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
三重県	第 02452173098 号	令和 5 年 9 月 27 日	令和 12 年 9 月 26 日
(積替え保管を除く。)			
特定有害汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。)、特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むものに限る。)、引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ 以上 5 種類			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
愛知県	第 02350173098 号	令和 5 年 10 月 16 日	令和 12 年 9 月 16 日
(積替え保管を除く。)			
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの)、特定有害汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの) 以上 5 種類			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
岐阜県	第 02150173098 号	令和 5 年 8 月 30 日	令和 12 年 8 月 26 日
(積替え保管を除く。)			
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの)、特定有害汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの) 以上 5 種類			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
滋賀県	第 02551173098 号	令和 5 年 10 月 24 日	令和 12 年 10 月 23 日
(積替え保管を除く。)			
汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの）／廃酸（pH 2.0 以下のものに限る。）／廃アルカリ（pH 12.5 以上のものに限る。） 以上 4 種類			

③産業廃棄物中間処分業

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
三重県	第 02422173098 号	令和 6 年 12 月 24 日	令和 11 年 12 月 23 日
(中間処理)			
破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（廃プラスチック類と一体のものに限る。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 2 種類			
施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力
破碎施設	四日市市平尾町 字南河原 921-1	令和 1.1114	廃プラスチック類：2.07 t／日 金属くず：3.53 t／日

処理フロー

- ① 積替え・保管により分別された廃プラスチック類を小型コンテナにて保管し
中間処理施設・破碎機にて破碎処分
- ② 産業廃棄物処理基準の 15 センチ以下、中空でない状態に破碎、契約管理型処分場へ搬出処分
- ③ 最終処分として一般社団法人三重県環境保全事業団 新小山最終処分場
許可番号 024320388878 号
有効期限 令和 8 年 9 月 29 日まで

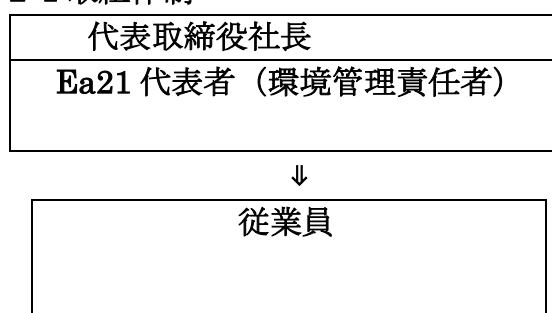
3. 認証・登録の対象組織・活動

登録組織名 : 株式会社 田中商店

対象事業所 : 本社、平尾工場

活動 : 一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業
 特別管理産業廃棄物収集運搬業
 産業廃棄物中間処分業、再生資源回収業

エコアクション21取組体制



環境経営システムの役割責任

代表取締役社長	環境経営方針の承認 代表者の指名
Ea21 代表者 取締役 環境管理責任者	環境経営方針案の作成 環境経営システムの運用に必要な資源の確保 環境経営システムの構築及び運営管理 環境経営計画書兼管理表作成 環境経営システム全体の評価と見直し 外部からの苦情、要望対応責任 環境レポートの作成
従業員	環境経営方針、経営目標を理解し参加 自主的、積極的活動参

4. 環境活動目標

項目	単位	基準値		目 標			
		2021 12～ 2022/11	2021 8 月～ 11 月	2022 年度 8 月～11 月	2023 年度 2022・12～ 2023/11	2024 年度	2025 年度
1 電力使用量削減	Kwh	14804	5698	5636 －1 %	14656 －1 %	14508 －2 %	14360 －3%
2 ガソリン使用量削減	L	3936	1140	1129 －1 %	3897 -1%/年	3857 －2 %	3818 －3%
3 軽油使用量削減	L	27710	9097	8947 －1 %	27433 －1 %/年	27156 －2 %	26870 －3%
4 二酸化炭素排出削減	kg - co2	86236	28277	27994 －1 %	85374 －1 %	84511 －2%	83649 －3 %
5 一般廃棄物削減	kg	272	106	105 －1 %	269 －1 %	267 －2 %	264 －3 %
6 水使用量削減	m ³	164	48	48 -1%	162 －1 %	161 －2 %	159 －3 %
7 グリーン購入件数	件	データ 無し	2 件	2 件	4 件	6 件	8 件
8 地域貢献事業	回	1	1	1	2	2	2

注 1. 電力二酸化炭素調整後排出係数：中部電力ミライズ 2020 年度排出係数 0.379 kg-co2/kwhw を使用

注 2. 化学物出は使用していません。

5. 環境活動計画

取組項目	担当	具体的な活動
1. 電力使用量削減	全社員	・照明器具は不要点灯はしない。 ・LED 照明利用による電力使用量削減 ・社員退社時は消灯のこと。 ・エアコンの設定温度夏 28 度、冬 20 度 ・エアコン前に扇風機、室温管理をする
2. ガソリン・軽油の使用量削減	全社員	・無駄なアイドリングをやめる。 ・経済速度で走る。 ・エコカーの導入 ・点検整備をし車両を維持する。 ・定期的に空気圧のチェック ・重機の無駄なアイドリングをやめる。 ・重機の点検整備
3. 二酸化炭素の排出削減	全社員	・1. 2の活動による。
4. 一般廃棄物排出削減	全社員	・コピー用紙の有効活用 ・分別ボックスの利用
5. 水使用の削減	全社員	・節水掲示 ・節水時間の短縮
6. グリーン購入の取り組み	全社員	・エコマーク商品の活用 ・グリーン購入法に合致した商品選定
7. 地域貢献事業	全社員	・工場周辺の清掃美化

全社員による環境活動により具体的な目標が明確化した。

6. 実績

取組期間 2023 年 12 ～2024 年 11

項 目	単位	目標値	実績	達成状況	達成率%
		削減割合			
<u>1 電力使用量削減</u>	<u>Kwh</u>	14508	12638	達成	—0.87
		%			
<u>2 ガソリン使用量削減</u>	<u>L</u>	3857	3919.66	未達成	+1.01
		— 1 %			
<u>3 軽油使用量削減</u>	<u>L</u>	27156	28672.85	未達成	+1.055
		— 1 %			
<u>4 二酸化炭素排出削減</u>	<u>kg - co2</u>	84511	89590.77	未達成	+1.06
		— 1 %			
<u>5 一般廃棄物排出削減</u>	<u>k g</u>	267	286	未達成	+1.07%
		— 1 %			
<u>6 水使用量削減</u>	<u>m³</u>	161	109	未達成	+0.677%
		— 2 %			
<u>7 グリーン購入取組</u>	<u>件</u>	6 件	3	未達成	5 0
		1 0 %			
<u>8 地域貢献活動</u>	<u>通年</u>	9 月 1 件	1 回実施	未達成	5 0

目的達成の意識改革、行動アクションの数値化

達成率＝（目標－実績）／目標×100

2 ガソリン等使用量削減の未達成理由として、営業先への打ち合わせ
処分先等の現地確認、移動行動が多かった為、運搬量が増えた為

3 二酸化炭素の増排出は業務量が増えた為

5. 6 については業務量が増えたことにより、増加した。

7. 環境活動の取組み結果

環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施計画の評価

及び未達成の場合の次年度の取組み

環境目標項目	達成状況	環境活動計画実施状況 達成・未達成の要因	次年度環境活動計画への 追加・変更
1 電力使用量削減	○	全社員の取組み	現在の活動継続、不要な使用を徹底する。
2 ガソリン使用量削減	×	顧客打合せ、現地、処理状況確認の移動による	現在の活動継続、不要な使用を徹底する。
3 軽油使用量削減	×	全社員の取組み	現在の活動継続、不要な使用を徹底する。
4 二酸化炭素排出削減	×	全社員の取組み	現在の活動継続、不要な使用を徹底する。
5 一般廃棄物排出削減	×	全社員の取組み	現在の活動継続、不要な使用を徹底
6 水使用量削減	×	車両の洗車管理により使用量が増加	洗浄機の稼働時間の低減
7 グリーン購入取組	×	全社員の取組み	現在の活動継続
8 地域貢献活動	×	全社員の取組み	現在の活動継続

8.次年度取組について

1. 収集運搬活動による二酸化炭素排出量の削減について
 - ・化石燃料の削減においてはエコドライブのさらなる実践。
 - ・車両の整備管理、車両更新時に低燃費型車両の導入。
 - ・適正な走行ルートを選定、積載量の遵守。
 - ・数値目標 1 %削減
2. 電力使用に伴う二酸化炭素排出削減
 - ・エアコン等の使用にあたり、設定温度運転を励行する。
 - ・不在、不要箇所の消灯実施。
 - ・クールビズ、ウォームビズによる個人レベルによる対策も率先する。
 - ・数値目標 1 %削減
 - ・再生可能エネルギー太陽光発電導入。
3. 廃棄物の削減
 - ・今回の取り組み期間においては景気の低迷ならびに取引先の環境意識の向上により、廃棄物の受託数量が減少した、今後は受託廃棄物が落ち込んでも、さらなるリサイクル技術の導入により、廃棄物を原料、資源と捉える事業化が廃棄物の削減になる為、計画を実行するにあたっては情報の収集、見聞等を積極的に行動する。
例えば、廃棄物による再生エネルギーを生み出す先端施設見学
4. 水資源の削減について
 - ・洗車時間の短縮、適正な水使用に努める。引き続き不要な水の使用に注意する。
5. グリーン購入
 - ・エコマーク商品の優先的な使用、グリーン購入法に合致した商品の選定
6. 地域貢献活動について草刈り等、除草作業

—

9. 環境関連法規等の遵守状況評価、違反、訴訟の有無

法規制等の名称	該当する要求事項	条項	査定確認	遵守状況
廃棄物処理法	委託先の許可確認 産廃収集運搬・処分委託契約締結 マニフェストの交付 産業廃棄物運搬処分実績報告 産業廃棄物管理票等状況報告 (電子マニフェストの為不要) 再委託、名義貸し禁止	12条4 契約書 12条3.5則8 県条例 14条	年／1回 年／1回 新規交付時 6月末 6月末 都度	適法
家電リサイクル法	指定家電の回収処理	6～8条	都度	適法
浄化槽法	保守点検・清掃・法定検査実施	4.10.11条	年／1回	適法
産業廃棄物の適正 処理に関する条例	県外産業廃棄物搬入届・実績報告	8条	年／1回	適法
	委託先現地確認優良事業者の為不要	7条		
道路交通法	道路交通法の遵守・過積載・整備	42. 48条	都度	適法
自動車 nox.pm 法	適法車両の使用	4条	車検証	適法
グリーン購入法	環境物品の選択	努力義務	都度	適法
フロン排出抑制法	フロンガス製品の適正処理	16条	都度	適法

上記、環境関連法については、遵守チェック欄により確実に違反はありません。
また、関係当局より過去三年間において、違反等もなく訴訟等の事案也没有ありません。

作成者	作成日	遵守確認者	遵守確認日
栢下	令和4年7月22日	栢下正司	令和6年12月20日

10. 代表者による見直しの結果

エコアクション21環境活動を取り組み、第一歩として環境委員会の設置並びにCSR活動を活発化させたことで従業員それぞれに環境負荷を抑える意識が向上しました。

よって体制、経営目標の変更はありません。

二酸化炭素の排出削減においては電力使用量においては削減が実現できましたが、化石燃料使用量について、顧客の業務依存によって大きく削減結果を残すことができませんでした。

水資源においては適正な運用に取り組んでおり、基準値の使用量より削減が達成できました。

ひきつづき、従業員共々一体となり環境活動を継続し、低炭素社会の構築に邁進いたします。

2025年1月12日

株式会社 田中商店

取締役 栢下正司